

虐待防止対策委員会規程

(設置)

第1条 ならまちリハビリテーション病院(以下「当院」という。)に虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、虐待(「疑いを含む」以下同じ。)への迅速な対応及び組織的な対処を行うことを目的とする。

- 2 第1項に含まれない当院で発生した虐待への迅速な対応及び組織的な対処を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 委員会は次に掲げるものを持って組織する。

病院長、事務部部长、看護部部长、リハビリテーション部副部长、リハビリテーション部科長、医療安全対策防止委員会副委員長、病棟看護師長、地域連携部課長、医事課課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は会議によって決定された者をもってあて、副委員長は前条の中から委員長が指名するものをもってあてる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 1) 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関する事
- 2) 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
- 3) 虐待発生時の院外関係機関(地域包括支援センター、虐待防止相談窓口、警察等)との連絡及び連携に関する事
- 4) 虐待の相談に関する体制の整備
- 5) 病院職員や関係者に対して、虐待に関する研修の実施及び啓蒙活動
- 6) 当院の虐待防止、対策マニュアルに関する事項
- 7) その他虐待に関する事

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は原則として3ヶ月に1回 第2月曜日 14時30分から開催する。
- 2 ただし、特に必要があると認められる際には、委員長がこれを開催することができる。
 - 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
 - 4 委員長が必要と認めるときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。
 - 5 審議結果については、当該部署の管理者及び院長に対して直ちに報告する。

(倫理委員会との関連)

- 第7条 委員会の審議事項に関して倫理上の問題を生ずるおそれのある場合は、倫理委員会委員長と協議するものとする。
- 2 この規定第7条の改定は倫理委員会の承認に基づくものとする。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者(有識者からなる第三者委員)の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。

(記録)

- 第9条 委員会に記録を備え、委員会に関する記録は輪番とする。

(個人情報)

- 第10条 委員会は個人情報の取り扱いについては、「医療法人社団生和会の個人情報の保護に関する規程」を遵守しなければならない。

(雑則)

- 第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

(附則)

1. この規定は、2021年6月1日から施行する。
2024年2月1日改訂
2024年8月1日改訂